

交付申請に係る推薦書について (交付要綱第2条の目的と合致するかを判断するための考え方)

交付申請者の作成する事業実施計画書が地方創生支援事業費補助金（関係人口創出・拡大のための対流促進事業）交付要綱第2条の目的に合致しているかどうかを判断するための考え方は以下のとおりです。

申請者が市町村に対して交付要綱別記様式第2により推薦書の作成（※1）を依頼する際には、当該市町村に対して、以下の内容を参考にしてもらってください（※2）。

1. 都市と地方との間で新しいひとの流れをつくるものであること。
チェック項目の例（いずれか）
 - 事業実施地域における関係人口の創出・拡大が期待できる。
 - 地方版総合戦略に沿った取組であるなど、地域における取組の方向性と相違ない。
 - 都市住民等とのつながりが事業実施地域や地域住民にとって望ましいものとして期待できる。
2. 実現性及び自立性が高い事業であること。
チェック項目の例（いずれか）
 - 事業実施地域の住民あるいは団体との連携体制がある。
 - 地域における感染症の状況等に対応可能な事業である。
 - 事業実施年度以降の資金計画や取組の方向性が定められている。
3. 当該事業者の事業実施が適正に行われる見込みであり、公序良俗に反しない事業であること。
チェック項目の例（いずれか）
 - 当該地域や他の地域において、関係人口や移住等地方創生に関わる取組実績がある。
 - 取り組みに関わる地元関係者（産学官民等）との連携・協力体制が確認できる。
 - 集落、地域運営組織、自治会、商工会やJA等、当該地域の団体から当該事業の実施が求められている。

※1 作成してもらった推薦書は交付申請書等とともに事業者から内閣府に提出してください。

（推薦書は市町村の定めにより、押印不要かつ電子的交付にすることが可能です。）

※2 「チェック項目の例」はその一例であり、他の要素をもって推薦することを妨げるものではありません。